|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準チェックリスト**  **（２－３－６　都心ウォーターフロント都市景観形成地域　Ｃ．新港突堤西ゾーン）** | | | | | |
| ＊必要事項を記入の上、「景観計画区域における行為の届出」に添付してください。  ＊ﾁｪｯｸ欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「－」を記入してください。 | | | | | |
| 記入者 | 所属・氏名 |  | | | |
| 連絡先 | TEL |  | E-Mail |  |
| ※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。 | | | | |

# ◆２－３－６　都心ウォーターフロント都市景観形成地域

# Ｃ．新港突堤西ゾーン　の基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **夜間景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| 形態又は色彩その他の意匠の制限 | 基本事項 | | 〇夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。  〇周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。 |  |  |
| 照明 | 色温度 | 〇外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。 |  |  |
| 輝度・  グレア | 〇輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。  〇照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。  〇不快なまぶしさがないよう、設置位置や形態等に留意する。 |  |  |
| 変化 | 〇光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。 |  |  |
| 演出 | 〇建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。  〇光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。  〇高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。  〇演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 |  |  |

# ◆２－２－１　ポーアイしおさい公園眺望景観形成地域　の基準

※新港突堤西ゾーンのほぼ全域において適用されます。

※新港突堤西ゾーンの基準が優先されます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| 形態又は色彩その他の意匠の制限 | | 建築物又は  工作物の幅 | 〇高さ60ｍ以上の部分について、都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40ｍ以内とする。 |  |  |
| 建築物又は工作物の高さの最高限度 | | | 〇各部分の高さが下記により算定した標高（Ｚ：東京湾平均海面からの高さ）を超えないこととする。［単位：ｍ］  《算定式》  Ｚ＝0.0652401Ｘ－0.0259351Ｙ＋11652  　Ｘ，Ｙ：平面直角座標系（５系）における各部分の座標値 |  |  |
| 備考 | １　建築物又は工作物の高さは、屋上広告物などの付属物も含めた外観上の高さとする。  ２　次のいずれかに該当する区域内においては、この基準は適用しない。  (1)　都市計画法第８条第１項第３号に規定する高度利用地区  (2)　同法第８条第１項第４号に規定する特定街区  (3)　同法第８条第１項第４号の２に規定する都市再生特別地区  (4)　同法第12条の５第３項に規定する再開発等促進区  (5)　同法第12条の８及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域  ３　本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えで、基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見を受けて認める場合は、この基準によらないことができる。 | | | | |

# ◆２－２－４　ビーナステラス眺望景観形成地域（区域①・区域②・区域ａ）　の基準

※新港突堤西ゾーン全域において適用されます。

※新港突堤西ゾーンの基準が優先されます（重複する基準は省略しています）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
|  | | | 区域① | | 区域ａ |  |  |
|  | 区域② |
| 建築物又は  工作物の  高さの  最高限度 | | | 〇各部分の高さが下記により算定した標高（Ｚ：東京湾平均海面からの高さ）を超えないこととする。［単位：ｍ］  《算定式》Ｚ＝（159.5＋1.5）－（各部分からビーナステラスまでの水平距離）×0.01 | | － |  |  |
| 形態又は色彩その他の意匠の制限 | 基本事項 | | － | 〇視点場からの見え方に留意した計画・設計とする。 | |  |  |
| 〇特色ある地形やシンボリックな建築物等が見える眺望景観をできるだけ保全するよう、形態意匠を工夫する。 | － |
| 建築物又は  工作物の幅 | | － | 〇高さ60ｍ以上の部分について、都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40ｍ以内とする。 | － | ※ポーアイしおさい公園眺望景観形成地域の基準が適用される場合は原則記入不要 | |
|  |  |
| 壁面の  デザイン | | － | 〇魅力あるシルエットを形成し、壁面が長大で無表情なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 | |  |  |
| 頂部の  デザイン | | － | 〇魅力あるスカイラインを形成するよう、形態意匠を工夫する。 | |  |  |
| 備考 | | １　建築物又は工作物の高さは、屋上広告物などの付属物も含めた外観上の高さとする。  ２　次のいずれかに該当する区域内においては、建築物又は工作物の高さの最高限度及び幅の基準は適用しない。  (1)　都市計画法第８条第１項第３号に規定する高度利用地区  (2)　同法第８条第１項第４号に規定する特定街区  (3)　同法第８条第１項第４号の２に規定する都市再生特別地区  (4)　同法第12条の５第３項に規定する再開発等促進区  (5)　同法第12条の８及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域  ３　本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えで、建築物又は工作物の高さの最高限度及び幅の基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見を受けて認める場合は、当該基準によらないことができる。 | | | | | |

# ◆２－１　景観計画区域全域　の基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※右記の行為をする場合に適用されます。  ＊修繕等…外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更 | 行為 | 区域の区分 | | 規模 | |
| 建築物の  新築、増築、  改築、移転、  修繕等＊ | 市街化  区域 | 商業地域 | ア　高さが31ｍを超えるもの  イ　建築面積が2,000㎡を超えるもの | ※増築については、増築に係る部分が左欄に掲げる規模のもの又は増築後に左欄に掲げる規模となるものに限る。  ※修繕等については、修繕等に係る面積が当該立面の面積の過半にわたるものに限る。 |
| その他の  用途地域 | ア　高さが20ｍを超えるもの  イ　建築面積が2,000㎡を超えるもの |
| 市街化調整区域 | | ア　高さが15ｍを超えるもの  イ　建築面積が1,000㎡を超えるもの |
| 準用工作物  の  新設、増築、  改築、移転、  修繕等 | 市街化  区域 | 商業地域 | ア　高さが31ｍを超えるもの  イ　築造面積が2,000㎡を超えるもの |
| その他の  用途地域 | ア　高さが20ｍを超えるもの  イ　築造面積が2,000㎡を超えるもの |
| 市街化調整区域 | | ア　高さが15ｍを超えるもの  イ　築造面積が1,000㎡を超えるもの |

※都市景観形成地域又は眺望景観形成地域の基準と重複する基準及び当該地域に適用されない基準は省略しています。

※都市景観形成地域及び眺望景観形成地域の基準が優先されます。

**ａ．全域に適用される基準**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| 形態又は色彩その他の意匠の制限 | 壁面の  デザイン | | 〇無表情な大壁面を造らないよう、壁面の形態や素材、色彩に変化をつける。  〇経年により、景観をそこなうことのないように設計上工夫する。 |  |  |
| 頂部の  デザイン | | 〇屋上部に塔屋を設ける場合は、建築物の意匠と一体的に考えるなどすっきりした形態にする。 |  |  |
| 色彩 | | 〇けばけばしくならないように努める。  〇マンセル表色系による基準は次表のとおりとする。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 色相 | 明度 | 彩度 | | 屋根 | － | － | ４以下 | | 屋根以外の外観 | Ｒ・ＹＲ・Ｙ系 | ６以上 | ４以下 | | その他 | ２以下 |   ただし、石、木、土などの自然素材や、着色を施していないガラス、レンガ、金属などの素材によって仕上げられる部分の色彩及び景観形成に配慮された色彩はこの限りでない。  〇臨港地区内においては、神戸港カラー作戦の基準による。 |  |  |
| まちなみの連続性  ・にぎわいの形成 | | 〇低層部について、まちなみの連続性に配慮する。  〇開口部について、閉鎖的な雰囲気にならないよう配慮する。  〇駐車場の出入口は、まちなみの連続性に配慮し、形態、規模、配置を工夫する。  〇機械式駐車場・タワー型駐車場は、建築物とのバランスや周辺のまちなみとの調和に配慮する。 |  |  |
| 敷地・  緑化 | | 〇道路に面したオープンスペースは、歩道部分との一体的利用や一体感のある空間になるように配慮する。  〇敷地内の既存樹木の活用や植生の活用、敷地内の公共的スペース等の積極的な緑化、花木等による敷際の演出に努める。  〇樹木の選定にあたっては、周辺の街路樹や既存の植生との連続性に配慮する。 |  |  |
| 門・塀 | | 〇道路に面して、門又は塀を設ける場合は、設置位置、高さ、形態などデザインに配慮し、必要以上に閉鎖的にならないようにする。 |  |  |
| 建築設備  等 | | 〇道路、公園、広場等の公共空間から見えにくい位置に設置する。  〇周辺からの見え方や色彩等に配慮し、建築物と調和させる。 |  |  |
| その他の  付属物等 | | 〇屋外階段は、建築物全体と調和するよう、形態意匠に工夫する。  〇ごみ集積施設は、道路、公園、広場等の公共空間からの見え方に配慮する。 |  |  |
| 壁面の位置の  制限 | | | 〇道路空間に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置とする。 |  |  |
| 備考 | | 神戸港カラー作戦は、臨港地区（都市計画法第８条第１項第９号に規定する臨港地区をいう。）内にある倉庫・事務所などの色を各地区ごとに統一感のあるものとし、それぞれの地区の特徴や機能が一目でわかるようにするもので、ベースカラーとアクセントカラーが定められている。 | | | |

**ｂ．区分ごとに追加する基準**

**①商業業務地（用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| 形態又は色彩その他の意匠の制限 | 色彩 | 屋根以外  の外観 | 〇各立面ごとに、次表の範囲内で使用される部分の色彩については、「ａ．全域に適用される基準」の彩度及び明度に関する基準は適用しない。   |  |  | | --- | --- | | 階数 | 範囲 | | １・２階部分 | その面積の５割未満 | | その他の部分 | その面積の２割未満 | |  |  |
| まちなみの連続性  ・にぎわいの形成 | | 〇低層部の開口の位置や大きさ、用途やしつらえに配慮し、にぎわいやまちなみを彩る景観を形成する。 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **夜間景観形成基準** | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** | |
| 形態又は色彩その他の意匠の制限 | 照明 | 〇通りを過度に照らさず、建築物から漏れる光で沿道を柔らかく照らすなど、行き交う人々をもてなす照明を演出する。 |  |  |

**②工業地（用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| 形態又は色彩その他の意匠の制限 | 壁面の  デザイン | | 〇低層部は長大で無窓など単調な壁面を造らないように努める。 |  |  |
| 色彩 | 屋根  以外の  外観 | 〇各立面ごとに、その面積の２割未満の範囲内で使用される部分の色彩については、「ａ．全域に適用される基準」の彩度及び明度に関する基準は適用しない。 |  |  |
| 壁面の位置の制限 | | | 〇道路境界線から外壁等の面までの距離は１ｍ以上とする。ただし、敷地の規模形状によりやむを得ない場合又は景観形成市民協定の区域内若しくは都市計画法第12条の５第２項に規定する地区整備計画の区域内はこの限りでない。 |  |  |